基　本　仕　様　書

１　委託業務名

令和７年度介護支援専門員法定外研修事業

２　事業目的

2024年度の介護支援専門員の法定研修カリキュラムの改正において「法定研修以外のOff-JT（法定外研修等）は、法定研修で学ぶ必要最低限の知見に加え、より実践的な知見や、地域の特性を踏まえた知見やネットワークの修得を目指すことに意義がある。」とされていることから、法定研修と地続きとなる法定外研修を実施し、もって実践的な介護支援専門員を養成することを目的とする。

３　委託業務概要

（１）研修開催時期

契約締結の日から令和８年２月末まで

（２）研修内容

　　以下の２テーマを研修テーマとして開催すること。

テーマ①　介護支援業務における適切なケアマネジメント手法

テーマ②　介護支援業務における地域資源との連携

なお、その他、上記の事業の円滑な実施に資すると認められる取組については、甲と協議の上、委託契約金額の範囲内で実施できるものとする。

（３）研修対象者

　　テーマ①　愛知県内の事業所に勤務する介護支援専門員

　　テーマ②　愛知県内の同一市町村にて勤務する、介護支援専門員、生活支援コーディネーター及び市町村職員

（４）受講定員

　　　各回１５０名程度が受講することができるような環境を整備すること。

（５）研修時間及び回数

３（２）のテーマ毎に４時間程度の研修を１回開催すること。

（６）受講方法

　　　集合形式又はオンライン形式のいずれかとすること。

（７）受講料

無料とする。

４　委託業務内容に付随して受託者が実施する主な業務

（１）事前準備

　ア　業務計画書の作成

　　　実施スケジュール、カリキュラム、実施体制等を具体的に作成し、委託者に提出する。

イ　講師の選定

　　　介護支援専門員への講師経験を豊富に積んでおり、適切に講義を実施できる者とする。

また、研修の進行管理や事例検討のグループワーク時のファシリテーター役を担う補助講師を必要に応じて設置すること。

　　ウ　会場確保

　　　　集合研修で実施する場合、定員が収容可能な交通の利便性がよく前述の３に掲げる研修内容を実施することのできる場所とする。

エ　募集案内資料の作成

　　募集案内資料には、３（１）から（７）までの事項を記載すること。

　　また、愛知県からの委託事業であることがわかるように以下の項目を明記するとともに、愛知県ロゴマーク（次のイラスト）を活用すること。

　・主催者が愛知県である旨

・問合せ・申込先（受託者名、電話番号等）

＜愛知県ロゴマーク＞

オ　受講生の募集

　　十分な募集期間を取り、３（３）に規定する介護支援専門員の勤務可能性のある、高齢者施設・事業所に対して受講生の募集案内を行う。なお、生活支援コーディネーター及び市町村職員に対しては、愛知県から募集案内を行う。

カ　受講生の受付

受講希望者を取りまとめること。

　　キ　講師等との各種調整

　　　　研修前のカリキュラムの調整、スケジュールの調整などを行うこと。

（２）研修時

　　ア　研修に必要な備品、テキスト等の準備

　　イ　研修中の講師及び受講者のサポート

（３）研修の評価

　　　参加した受講者を対象としたアンケート調査を実施すること。

　　　なお、アンケート調査項目については、事前に甲と協議のうえ、決定すること。

５　事業の報告

（１）受託者は、委託者から当該委託事業に関する説明又は報告を求められたときは、これを行うこと。

（２）受託者は、委託者に対し、委託事業終了後速やかに事業実績を報告すること。（紙媒体１部、電子媒体１部）

６　その他

（１） 業務を行うに当たって、著作権等の権利の対象となるものを使用するときは、その使用に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

（２）業務によって得られる資料及び成果物は、委託者が所有するものとする。

（３） この基本仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、乙の企画提案書の内容を最低限度とし、甲乙協議のうえ決定する。また、本基本仕様書及び企画提案書に予定されていない事項や、具体的な事業実施手法に関して必要な事項についても、甲乙協議のうえ委託金額の範囲内で実施できるものとする。

（５） この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、これを定める。

（６） 本業務の実施に当たっては、事前に甲と協議するとともに、進捗状況を逐次報告すること。

（７） 本業務に係る実施監査等が行われる際、乙は協力すること。

（８） 乙は、事業完了後５年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。

（９） この基本仕様書及び乙の企画提案書に定める事項によりがたい細部項目については、その都度、甲の指示を受けるものとする。